

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました、第 38 号議案から 42 号議案の 5 件及び諮問第 1 号、並びに議員から提出されました意見書第 1 号の計 7 件を追加上程をいたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をいたしておりました議案について審査終了の報告がそれぞれ提出されております。

日程に従いまして、順次、報告を求めていきたいと思っております。

なお、総務常任委員会については、山口等委員長が欠席のため、武雄市議会委員会条例第 12 条の規定に基づき、猪村副委員長から報告を行っていただきます。

日程第 1. 第 3 号議案 武雄市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例から、日程第 6. 第 8 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

以上の 6 議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任副委員長から順次報告を求めます。

初めに、第 3 号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 3 号議案 武雄市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について審査の経過と結果を申し上げますが、その前に、こちらの議題につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項」の規定に基づき、武雄市議長より武雄市教育委員会へ意見を求めたところ、スポーツ部門の移管については特に問題がないこと、そして、オリンピック・パラリンピック、国民体育大会（国民スポーツ大会）等での盛り上がりが一過性にならないよう御尽力をいただきたいという回答をいただいておりますことを先にお伝えを申し上げます。

本条例は、これまで教育委員会で行っていたスポーツ施策を、健康づくり事業や集客、地域情報の発信などの施策と一体的に行うことにより、市の総合的な施策として、円滑かつ効果的に推進する体制を構築することを目的に、学校における体育に関するものを除いたスポーツに関する事務を市長部局に移すものであると説明をいただきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決するべきものと決しました。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第4号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に付託されました、第4号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、スポーツに関する事務を所管する部署を企画部内に置くもので、これに伴い、「武雄市スポーツ推進審議会条例」及び「武雄市体育施設設置条例」の教育委員会という字句を変更するものであると説明をいただきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決するべきものと決しました。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第5号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に付託されました、第5号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づいて、国における超過勤務命令の上限時間を設定されますが、地方公務員においても同様に設定するものになります。

今回の条例の改正内容は、主に超過勤務命令の上限時間の設定とその上限時間を超えた場合の事後検証を行うことについて規則を定めるものと説明をいただきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第6号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に付託されました、第6号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、学校教育法において専門職大学の事項が追加されたことによる法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであると説明をいただきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に付託されました、第7号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定に伴う、一般職等の職員の給与を改定するものであると説明をいただきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第8号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／第8号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査の結果と経過を申し上げます。

本条例の改正は、国家公務員の給与改定に伴う、市議会議員及び常勤の特別職の期末手当の支給率を改定するものであると説明をいただきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第3号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

議長／討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に対する副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第4号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。  
これより第4号議案を採決いたします。  
本案に対する副委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。  
よって、第4号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第5号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。  
これより第5号議案を採決いたします。  
本案に対する副委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。  
よって、第5号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第6号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案に対する副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を求めます。

討論\*\*\*。

20 番江原議員

江原議員／第8号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を申し上げます。

市議会議員特別職の期末手当に係る(?)改正が、平成29年度と比べて100分の5.0引き上げられるわけです。

議員で48万円、特別職で13万8,000円との説明でした。

人事院勧告で、国家公務員に準じて改正と(?)ありますが、約5年前、消費税が8%に引き上げられ、景気回復の実感がないという、世論調査では84.5%の世論の結果が示されています。

私は人事院勧告には賛成できません。

以上、反対の討論を申し上げ、反対の討論といたします。

議長／8番古川議員

古川議員／おはようございます。

8号議案に賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、人事院勧告に伴うものであり、社会一般の情勢に鑑みて適正に給与を改正するという、国からの指示によるものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、副委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第8号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第7.第9号議案 武雄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例から、  
日程第13.第27号議案 平成31年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の7議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第9号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第9号議案 武雄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正によるもので、災害援護資金の貸付要件、貸付料（?）、償還方法などを改正することでした。

委員からは、貸付限度額や償還期間に対する質疑があり、貸付額は最高350万円で、住居の倒壊状態で限度額に差があること、償還期間は据え置き期間を含め10年であるとの説明を受けました。

施行日は、本年4月1日としたいということでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第10号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました、第10号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、学校教育法の一部改正によるもので、本年4月1日から始まる新たな学校制度である専門職大学に関連し、放課後支援員の基礎資格の要件に新たに追加するものとの説明を受けました。

施行日は、本年4月1日ということでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 11 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました、第 11 号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

近年、増加傾向にある放課後児童クラブの利用者が、今後さらにふえる見込みであり、それに伴う支援員の増員等により運営費が増加する傾向にあるため、県内他市の例に倣い、利用料金、利用時間を改正するものでありました。

特に、夏季休業の期間は午前 8 時から開所し、長時間になるため支援員も通常の 2 倍必要となることから、現行 3,000 円の料金を 6,000 円に引き上げたいとの説明がありました。

利用時間については、現行「午後 7 時まで」を「午後 6 時まで」とし、この差 1 時間は延長時間として 1,000 円加算するというものでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました、第 17 号議案 平成 30 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、決算見込み額及び県交付金の減額による補正で、歳入歳出予算ともに 2 億 6,431 万円を減額し、予算総額をそれぞれ 62 億 2,798 万 9,000 円とするものでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました、第 18 号議案 平成 30 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

軽減枠の縮小や広域連合の共通経費の減額などにより、歳入歳出ともに 379 万 6,000 円を増額し、予算総額を 6 億 5,872 万円とするものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました、第 26 号議案 平成 31 年度武雄市国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出ともにそれぞれ総額 60 億 5,648 万 9,000 円とし、被保険者の減や、平成 30 年度から佐賀県の国民健康保険の広域化で公費のあり方が変わったことにより、前年度当初予算比 3 億 5,746 万円の減少ということで説明を受けております。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 27 号議案 平成 31 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 6 億 4,449 万 9,000 円が計上されており、前年度当初予算と比較し 734 万 8,000 円の減額、率にして 1.1%の減となり、軽減枠が縮小されたことによる保険料の増額に伴い、保険基盤安定負担金の減額及び後期広域連合会事務費が減額となったことが主な要因であるという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 9 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 9 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 11 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 17 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 18 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。

## 20 番 江原議員

江原議員／第 26 号議案 平成 31 年度武雄市国民健康保険特別会計予算を定めることについて、反対の討論を申し上げます。

昨年、国民健康保険の運営が都道府県化に一本化されました。

昨年、国保の運営連携会議が行われ、各市町の首長参加されているわけですが、県内の保険税率を一本化する期間の仮目標を 2027 年度とすることを合意されました。

問題は、国、県が示す標準保険料率に合わせることを進めていくなら、ますます国民健康保険税の引き上げが進むのではないのでしょうか。

そのため、最高税率も 93 万円が 96 万円に引き上げられようとしています。

国保が協会けんぽ並みに均等割、平等割の保険料が引き下げられるよう、政府にさらなる国保の増額を求めること、さらに市としては子どもの均等割の廃止を目指して、少なくとも多子世帯の負担を減らすための措置を武雄市国民健康保険条例第 26 条に基づいて、市長の判断できる特別の事情に沿って 477 万 2,860 円の減免制度を直ちに取り入れるべきではないでしょうか。

以上申し上げ、反対の討論といたします。

## 議長／2 番 豊村議員

豊村議員／おはようございます。

第 26 号議案 平成 31 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険については、加入者数の減少や 1 人当たりの医療費の増加など、厳しい状況下での運営が全国的にも見られており、全国市長会などからも国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充、強化を図るよう提言が行われています。

武雄市としましては、国民健康保険料及び武雄市国民健康保険税条例に基づき、3 方式での制度運営が行われており、同議案においてもその制度に沿って提案されているものであります。

平成 30 年度からは広域化での運営となり、保険税率の変化に対し、個人負担の急激な増加とにならないよう、武雄市としては独自に地域福祉基金からの繰り入れを行うなど、税率の激変緩和への対応がされているところであります。

また、予防医療に積極的な自治体に交付金を重点配分する保険者努力支援制度について、武雄市では、個人へのインセンティブ提供、特定健診受診率の向上への取り組みやジェネリッ

ク医薬品の促進など、市として全国でもトップクラスの努力をされており、特別交付金として国からの交付金を得るよう努められております。

高齢化や医療費の増加、加入者数の減少など、厳しい国保運営ではありますが、こうした取り組みを行い、持続可能な運営を目指すものと御理解いただき、議員各位におかれましては当議案への賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 26 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14. 第 12 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 30. 第 34 号議案 平成 31 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題とい

たします。

以上の 17 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 12 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／皆さんおはようございます。

本委員会に付託されました第 12 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、本条例を改正するものでした。

学校教育法の改正により、専門職大学が 4 月から新設されるため、この専門職大学の前期課程の修了者、本条例第 27 条の技術管理者の資格要件に追加するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 13 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 13 号議案 武雄市給湯条例及び武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

旅館業法の一部改正に伴い、字句の整理がなされたものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 14 号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、水道法施行令等の一部改正に伴い改正されたものでした。

第 12 号議案と同じく学校教育法の改正により、専門職大学が新設されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に追加するものでした。

また、布設工事管理者にあつては、技術士法を改正するため、技術士試験での選択科目の見直しに伴う字句の整理も行うと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 15 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 15 号議案 土地改良事業に関する事務委託の変更に係る協議について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、平成 31 年 3 月に国営事業が完了することから、今後、武雄市、大町町、江北町、白石町、多久市、小城市、佐賀市の 7 市町で「白石平野排水機場」より北部の区域までの施設を管理し、代表市町として白石町で事務を行うとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 19 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 19 号議案 平成 30 年度武雄市土地  
区画整理事業特別会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目 13 節委託料にて、県へ移管するための「県道武雄多久  
線の測量業務」を佐賀県と協議し、平成 31 年度にすることにより、減額が主なものでありま  
した。

歳出の減額に伴い、歳入にて、事業債等の減額補正も計上されておりました。

また、物件施設（？）の移設に時間を要し、工事がおくれたため、実施計画変更、換地関係  
業務に要する費用が繰越明許費として計上されているとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 20 号議案 平成 30 年度武雄市競輪  
事業特別会計補正予算（第 6 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、基金運用が一括運用となり各基金残高で按分の上、計 222 万 5,000 円が計上され、  
歳出では、歳入の利子をそれぞれの基金に積み立てるものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 21 号議案 平成 30 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳出では、給湯事業積立金に 511 万 7,000 円を積み立てるものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 22 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 22 号議案 平成 30 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

入札による費用の減額に伴い、歳入歳出のそれぞれを 1,150 万円減額するものでした。

また、開発行為及び林地開発などの協議に時間を要したため、2 億 3,758 万円を繰越明許費として計上しているとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 23 号議案 平成 30 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、高料金対策補助金の算定の基礎となる資本費の改正により、収益的収入の 1 款 2 項 2 目他会計補助金で 298 万 7,000 円の減額が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 24 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動による人件費の補正予算でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 28 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 28 号議案 平成 31 年度武雄市土地  
区画整理事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目 13 節委託料では、土地区画整理事業完了に伴う測量成  
果の申請業務や、県道施設の引継書を作成する業務に要する費用が計上されておりました。  
また、歳入歳出において、事業完了に伴う清算金に要する費用が計上されているとの説明が  
ありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 29 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 29 号議案 平成 31 年度武雄市競輪  
事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成 31 年度の武雄競輪開催は、4 月に行われる「69 周年記念競輪」を初め 20 開催 61 日間  
が予定されております。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 126 億 2,561 万 5,000 円とするものでした。

歳出の主なものは、平成 30 年度に引き続き、一般会計への繰出金 5,000 万円、また、選手宿  
舎棟等の一体的な改修のための基本設計委託料、C S 放送料を初め、武雄競輪の名前を少し  
でも多くの方に見てもらえるように、テレビでのスポット CM や、スポーツ紙の記事拡充の  
ための費用が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 30 号議案 平成 31 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、平成 30 年度の実績見込みを踏まえ、1,750 万円の給湯使用料が見込まれており、歳出では、計画的に行われている各給湯施設の量水器取替工事費が計上されてきました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 31 号議案 平成 31 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

事業費の開発行為手数料と不動産鑑定委託料など 163 万 3,000 円の歳出予算が計上されておりました。

歳入では、県負担金、一般会計からの繰入金及び事業債が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 32 号議案 平成 31 年度武雄市水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的支出では、管理委託料や浄水施設の修繕費などが要因となり対前年度比約 2,000 万円の増額、下水道工事や下水道（？）改良工事などに伴う委託（？）工事費は対前年度比約 1,600 万円の減額でした。

また、資本的支出では大野浄水場入出力装置取替工事など、対前年度比約 2,500 万円の増額、1 款 2 項 2 目 22 節工事請負費は、旧市町間の接続事業が完了したことに伴い、約 7,200 万円の減額であるとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 33 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 33 号議案 平成 31 年度武雄市工業用水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入の 1 款 1 項 1 目給水収益は、31 年度から、「武雄北方インター工業団地」に工業用水供給が可能となったことで、613 万円が見込まれ、収益的支出では、

矢筈ダムの施設管理負担金が計器の更新などによって、昨年度より増額であると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 34 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 34 号議案 平成 31 年度武雄市下水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入では農業集落排水、公共下水道、戸別浄化槽、あわせて約 3 億 600 万円の下水道使用料が見込まれており、収益的支出では、処理場、管渠、中継ポンプ、浄化槽に係る維持管理費が計上されておりました。

資本的支出の管渠整備費では、公共下水道事業と農業集落排水事業の管渠、ポンプにかかわる事業費であり、委託料には公共下水道事業区域の南エリアの残りの部分及び東エリアのバイパス沿い付近の下水道事業計画策定のための委託料が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 12 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 12 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 12 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 13 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 13 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 14 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 14 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 15 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 20 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 20 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 22 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 23 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 24 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 28 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 29 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 30 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 32 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 32 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 33 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 33 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 34 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 34 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 31. 第 16 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)から、日程第 33. 第 25 号議案 平成 31 年度武雄市一般会計予算を一括議題といたします。

以上の 3 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任副委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものは、増額分として、2 款 1 項 10 目積立金「財政調整基金積立金」と「公共施設設備基金積立金」は基金の資金運用額の確定に伴う分と、余剰財源として「財政調整基金積立金」4 億円、「公共施設設備基金積立金」2 億 4,000 万円を積み立てるものであると説明をいただきました。

減額分として、2 款 1 項 4 目 18 節備品購入費 848 万 8,000 万円分については、マイクロバスの入札不調により 30 年度での購入ができなかったことによるものであるとの説明をいただきました。

2 款 5 項 4 目市長選挙費 2,167 万 3,000 円の減額については、予算措置段階で候補者を 3 名と想定したこと、昨年 12 月の選挙が無投票であったこと、市長選挙と同時に県知事選挙が行われたことによる事務費の折半によるものであると説明をいただきました。

歳入の主なものとしたしまして、基準財政収入額の減と基準財政需要額の社会保障関連の単位費用の増による普通交付税の確定に伴い、約3億2,500万円が計上されているとの説明をいただきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。  
次に、第36号議案に対する報告を求めます。  
猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に分割付託されました第36号議案 平成30年度武雄市一般会計補正予算(第11回)について審査の経過と結果を申し上げます。  
歳出は2款2項1目のふるさと納税に関連するもので、1,953万5,000円を計上しているものであるとの説明をいただきました。  
歳入は17款1項3目まちづくり応援寄附金として1億2,000万円を計上しているものであると説明をいただきました。  
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。  
次に、第25号議案に対する報告を求めます。  
猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に分割付託されました第25号議案 平成31年度武雄市一

般会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2款1項5目19節の「杵藤広域圏電算センター負担金」は基幹系システム更新・センターの移転費用・給与システム更新によるものであると説明をいただきました。

2款2項2目内にある高校生のまちづくり参画事業につきましては、それまでの約30名規模の課外授業形式から武雄高校1・2年生480名を対象とした授業の一環として実施するとして234万7,000円を計上するとの説明を受けました。

同じく、多文化共生のまちづくり事業については81万7,000円を計上し、来庁される外国人住民向けの相談窓口を設置することで、外国人にとっても住みやすい武雄市を目指すものであるとの説明をいただきました。

歳入の主なものとしては、道路維持管理費、区画整理事業、中学校施設整備事業、充当として「公共施設整備基金繰入金」5億円が計上されているとの説明をいただきました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、14日の議案審議の中で江原議員が御質問されていた件について執行部から説明を受けましたので御報告いたします。

まず、日本非核宣言自治体協議会分担金に関連した内容で、これに加入するようになった経緯として、平成18年6月23日の武雄市議会での非核平和の都市宣言が決議されたことを受けて日本非核宣言自治体協議会の取り組みに賛同し、平成21年12月、加入したという経緯があるとの説明をいただきました。

また、消費税額の総額については、一般会計で概算して4億9,000万円程度の金額になるとの説明を受けましたことをお伝えいたします。

以上です。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第16号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第16号議案 平成30年度武雄市

一般会計補正予算（第10回）【分割】の、審査の経過と結果を申し上げます。

事業費の確定、またそれらに伴う補助金等の確定など、年度末を迎え、事業の精算によるものが主な補正内容であります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

次に、第25号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第25号議案 平成31年度武雄市一般会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

3款1項3目障がい者福祉費では、発達障害への取り組みを促進するために、新たな部署、発達障がい児支援室を福祉部福祉課内に設置し、教育と福祉との連携を強化し、伴走型支援の実施、発達障がいの早期発見などに取り組むとの説明を受けました。

3款3項1目児童福祉総務費では、放課後児童健全育成事業の届け出をされている民間放課後児童クラブと連携し、増加する利用者に対応するため運営補助を行うとして、481万6,000円が計上されております。

4款1項3目健康増進費では、新規事業としてベジファースト事業に取り組み、野菜から食べて生活習慣病を予防するなど、食を通じた健康づくりに取り組むとの説明を受けました。

10款1項3目学校教育総務費では、子どもの貧困対策として、笑顔のコーディネーターを2名増員するとの説明を受けました。

10款3項3目小学校施設整備事業費及び10款4項3目中学校施設整備事業費では、市内小中学校の特別教室等の空調設備に係る設計費を計上されておりました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成 30 年度事業の入札差金や国県補助金等の対象事業費の確定に伴う事業費の減額及び歳入の減額が主なものでした。

繰越明許費の主な理由は、関係機関などの調整に不測の時間が要したため、正規の工事期間などの事業実施期間の確保が困難なため繰り越しをお願いするとの説明がありました。

審査の結果、本議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 36 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 36 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算（第 11 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

7 款 1 項 2 目商工振興費の 4 節共済費から 13 節委託料まで、「プレミアム付商品券事務費補助金」に係る経費で、合計 396 万 7,000 円が計上されていきました。

全額国費での対応であるとの説明がありました。

これは、消費税、地方税率（？）の 10%の引き上げが消費に与える影響を緩和するため、平成 31 年度「住民税非課税者」及び「3 歳未満の子が属する世帯主」へプレミアム付商品券発売を 10 月から行うための事業費であるとのこと（？）でした。

委員からは、販売にあたっては情報管理について意見があり、執行部からは国が示す取扱いに基づいて、配慮を行っていきたいとの回答がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第 25 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 25 号議案 平成 31 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、5 款労働費では、武雄市地域雇用創造協議会補助金が計上されており、厚生労働省の委託事業を活用し、平成 31 年度も求職者向けのセミナー、合同求人説明会等を実施し女性、高齢者、障害者などの、幅広く柔軟な働き方を支援していくとのことでした。

6 款農林業費では、「就農研修支援事業費補助金」があり、市外からの移住者で、新規研修者の移住に対し補助を行うもので、月上限 5 万円で、11 カ月分との説明がありました。

また、個人が整備を行う暗渠排水事業、農地区画拡大事業に関する補助金も計上されていました。

7 款商工費では、キャッシュレス決済普及事業補助金や、武雄温泉駅、楼門、図書館などを結ぶ観光ストリート周遊促進のための費用などが計上されていました。

委員からは、ナイトタイムエコノミー実行委員会について質問があり、執行部からは、観光事業者、市内事業者、市民等に呼びかけ、実行委員を構成し、その中で発案された武雄の夜の賑わいを盛り上げるためのアイデアや、仕掛けを実践してもらうこととしているとの説明がありました。

8 款土木費では、市営高野小原住宅統合建替事業として、4 億 3,261 万 9,000 円が計上されておりました。

この事業は、平成 31 年度と 32 年度の継続事業が設定されていました。

歳入では、各事業費に対する国県からの補助金などが計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

暫時休憩をいたします。

\* 休憩中 \*

休憩前に引き続き(？)、会議を開きます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第16号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第16号議案を採決いたします。

本案に対する所管の委員長及び副委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長及び副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第16号議案は、各所管の委員長及び副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第36号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長及び副委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長及び副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 36 号議案は、各所管の委員長及び副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 25 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

14 番宮本議員

宮本議員／25 号議案の 2 款 1 項 5 目情報化推進費の 19 負担金補助金の件ですけども、ここに 1 億 1,000。

ページ、(30) ページです。

(30) ページの 19 です。

杵藤広域圏電算センター負担金です。

1 億 988 万 8,000 円が予算化されております。

その中には、通常の負担金と、今回、北方支所の、元の北方支所に、庁舎のほうに移るサーバーの移転費用約 1,000 万が含まれております。

そこで、私が何でここで反対をするかと言うと、結局、まだ北方の庁舎をどうするかっていうことを、北方のまちづくりでも十分に話し合った気配もないですし、アセットマネジメントを 4 年間、ずっとそれまでいろんなことを決めるのは待ってくれと言いながら、まだ、今度の秋に、アセットマネジメント、秋じゃないか、今年度に出るのに、何でその前に、北方の庁舎を広域圏に貸すか売るかして、もうそれが決定されるから、ここでそれにサーバーを移転するお金がですよ、1,000 万か、組んであるというわけなんですよ。

しかし、何も広域圏と契約もしていない、賃貸も、売買の契約もしていないですし、杵藤広域圏の議会で承認を受けたわけでもないわけですよ。

だからその時点で、何でここでそれをせんといかんかと。

私は前から言っていますように、その北方の旧庁舎というのは、北方のまちづくりの拠点でもありますし、うまくいけば、伊万里市がやっているような I T 型とか大学生が就職する事務系の就職場所としてですよ、伊万里はわざわざ民間住宅、民間のを借り入れしたり、建ててもらったりしているのに、何でそういうことになるのかなと。

だからまずは、その時期的にも決定する前に予算を組んで決定する必要はないということが、

反対の理由です。

以上、討論にかえさせていただきます。

議長／8番古川議員

古川議員／第25号議案 平成31年度一般会計予算、2款1項5目19節杵藤広域圏負担金について、賛成の立場で討論をいたします。

この負担金は毎年発生しているものでありまして、武雄市が負担する応分の負担金でございます。

労働割と人口割の合計で請求されるものでございます。

この内容は、杵藤広域圏組合で協議をされたものであり、武雄市議会も古川議員、川原議員を選出いたしまして、慎重に審議をいただいた結果でございます。

いずれにいたしましても、杵藤広域圏組合で協議された応分の負担金として計上されたものでありますので、議員皆さん方の賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長／20番江原議員

江原議員／第25号議案 平成31年度一般会計予算を定めることについて、反対の討論を申し上げます。

当初予算は歳入歳出で241億7,323万5,000円の計上であり、市民生活に直結するものであります。

しかし、以下の点について問題ありとして、反対の討論を申し上げます。

第一に、予算編成に当たって、安倍自公政権のもと、この10月から消費税税率が8%から10%へ引き上げ方針であります。

その方針に基づき、予算編成が進められています。

政府の方針が決定されていますが、いただいた消費税額を全て還元するさまざまな対策が出ていますが、還元するぐらいなら、引き上げる必要がないのではないのでしょうか。

主権者は国民です。

予算計上した消費税が、先ほど、副委員長報告で、4億9,000万円とのことでありましたが、この件について、本会計年度の中で減額措置ができるよう取り組むものであります。

第2に、市長の政治姿勢について、この本会議で自衛隊の募集に当たって、これまで住民基本台帳の閲覧で対応されていたのを、適齢者名簿を提出すると表明されましたが、これは撤回すべきであります。

自治体への押しつけは許されません。

法令は、防衛大臣が自治体に対して資料の提出を求めることができるとあり、要請ができるとあるだけで、自治体が応じる義務は規定されていません。

警察も、消防も、重要な行政機関ですが、ありません。

市長の政治姿勢を問うものです。

第3に、支出の中で、教育費の中でようやく取り組まれる少人数学級で、4校の4クラスで実施され、賛成しますが、10款1項3目8節の官民一体型学校づくり講師謝金440万円、同じく、官民一体型学校改善検討委員会、委員謝金10万円の支出に反対であり、そのための保護者の教材費自己負担金216万円にもなっています。

この官民一体学校は10年間の取り組み方針ですが、この事業は直ちに中止することを要求します。

第4に、10款5項4目13節図書館・歴史資料館指定管理料1億7,642万円の支出に反対であります。

この6年間の図書館の運営を見てみると、図書館の蔵書の貸し出しの推移は、リニューアル以前、指定管理者の目的外使用料について減免の措置が続けられていますが、この間、500万人の来館者をうたい、新しいライフスタイルとしての位置づけで進められています。

現状は、商業施設的な減免の理由にはならないし、前例の文化会館は、年間57日も休館があるから減免しているではありませんか。

この指定管理料は、1億1,000万円から1億7,642万円へ、図書館費は約1億2,000万円から2億4,000万円に2倍にも増額しています。

目的外使用料の2分の1減額は到底納得できるものではありません。

100%の目的外使用料なら、CCC398万円、九州パンケーキ50万円を、CCC769万円、九州パンケーキ100万円、計896万円の使用料を求めるものであります。

以上を指摘して、反対の討論といたします。

議長／2番豊村議員

豊村議員／第25号議案 平成31年度武雄市一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

先ほど、各討論がありましたが、その中で、官民一体型学校につきましては、現在もこれまでに多くの地域の方に学校の中に入っただき、子どもたちの学校に行く楽しみにもつながっており、これからも子どもたちの行きたい学校としての取り組みを期待するところであります。

また、図書館における民業部分について、目的外使用料の減免について討論がありましたが、雑誌の自由閲覧やカフェなどが入ることは、図書館を利用される、利用者目線として、サー

ビスの向上につながっていることは間違いありません。

365 日年中無休開館という中で、しっかりと民業部分においても休まず営業をされているということは、図書館を訪れる方にとって、年中変わらない、武雄市図書館としての利用者目線での安定したサービス提供へとつながっているものであり、簡単に行えるものではありません。

図書館は、テナント料を稼ぐための運用を目的とするものではなく、あくまでも図書館として利用者目線での運営を目指すものです。

こうしたことから、目的外使用料の減免については適正であるものと判断いたします。

その他委員会におきましても、同議案についてはこれまでににおける課題への対応、また、前に進めるための予算構成がされていることから、同議案について賛成するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長及び副委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の委員長及び副委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 25 号議案は各所管の委員長及び副委員長報告のとおり可決されました。

先ほどの討論の中で、自衛隊関係の討論をされましたけれども、討論というのは、もう皆さん方御承知のとおり、議題になっている事件に対して、自己の賛成、反対の意見を表明するものです。

事件議案として上がっていないものに対して、それを引き合いに出すというのはいかなるものかと思えます。

途中で注意しなかったのは、賛否に影響したらいけないと思って、途中で私の発言を差し控えさせていただきました。

ここで可決という結果をいただいたので、ただいま申し述べさせていただいております。

議員各位も、この事件に対しての、議題になっている事件に対しての自己の賛成、または反対の意見を表明するものが討論でございますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それが、ちょっと不適切かどうか、後ほど精査をして対応させていただきたいと思えます。

日程第 34. 第 37 号議案 平成 31 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 37 号議案 平成 31 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、特別支援学級の増及び少人数学級の導入に伴い、改修等の対応が必要となった御船が丘小学校の普通教室・特別支援教室への空調設備設置に要する経費と、朝日小学校普通教室・特別支援教室の改修工事に係る経費でありました。

今回の少人数学級は、平成 31 年度から佐賀県が新たに導入する制度で、市内では 4 校 4 学年に導入することで 2 月に県の決定を受けており、そのうち 3 月末までに対応可能な改修は 30 年度既決予算で対応しているが、先ほどの 2 校分は当初予算での計上が不可能だったため今回お願いするとのことでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 37 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 37 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 37 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 35. 第 38 号議案 教育委員会委員の任命についてから日程第 39. 第 42 号議案 教育委員会委員の任命についてまでの 5 件を一括議題といたします。

提出者からのその説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 38 号議案から第 42 号議案 教育委員会委員の任命について一括して御説明申し上げます。

教育委員会委員の任期満了等により、教育委員会委員候補 5 名を募集し選考いたしました。つきましては、岡本忠裕さん、松尾文雄さん、田中史子さん、大渡留美さん、堀田由さん、以上 5 名を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

各候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしく願いいたします。

議長／第 38 号議案から第 42 号議案までの 5 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 38 号議案から第 42 号議案までの 5 議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案から第 42 号議案までの 5 議案は所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

お諮りいたします。

第 38 号議案から第 42 号議案までの 5 議案については一括して討論、採決をいたしたいと思  
います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案から第 42 号議案までの 5 議案は、一括して討論、採決することに決定  
いたしました。

まず、第 38 号議案から 42 号議案までの 5 議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 38 号議案から 42 号議案までの 5 議案を採決いたします。

第 38 号議案から第 42 号議案までの教育委員会委員の任命については、それぞれ同意するこ  
とに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案から 42 号議案までの 5 議案、すなわち、岡本忠裕氏、松尾文雄氏、田  
中史子氏、大渡留美氏、堀田由氏を教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、こ  
れに同意することに決しました。

日程第 40. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

現委員の一ノ瀬美枝子さんの任期が本年6月30日をもって満了し、退任されることとなり、後任として森順子さんを新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

森さんの経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長／御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって諮問第1号、すなわち森順子氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議な

き旨を答申することに決しました。

日程第 41. 意見書第 1 号 日米地位協定の見直しを求める意見書を議題といたします。  
提出者からの説明を求めます。

3 番猪村議員

猪村議員／意見書第 1 号 「日米地位協定の見直しを求める意見書」の提出を代表しまして、  
趣旨説明をいたします。

日本国内には多くの米軍基地が存在し、米軍施設・区域における航空機の事故・騒音、米軍  
人等による事件・事故、環境問題等によって、施設・区域周辺住民、また、自治体は多大な  
負担を強いられています。

また、基地外で発生する事件の捜査や事故の処理に日本の警察を初めとする公的機関が排除  
される事例も珍しくありません。

よって、日本政府においては、国民生活の安心、安全を主体的に確保するため、日米地位協  
定を抜本的に見直し、日米間に対等な関係を構築することを強く要望いたします。

なお、昨年 7 月に全国知事会も「米軍基地負担に関する提言」を決議し、11 月には佐賀県議  
会で日米地位協定の見直しを求める意見書が全会一致で可決したところでございます。

以上趣旨説明とさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

〔賛成〕の声

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第42. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び副委員長並びに議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び副委員長並びに議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び副委員長並びに議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、平成31年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。